

別表 1

補助対象者	事業区分	補助対象経費	補助額
水産業協同組合、水産業事業者が組織する団体又は水産加工業者	(1) 流通力強化及び継続に伴う施設整備事業	ア 水産物の流通の向上を図るために整備する新たな施設等の整備費 イ 災害時等に流通が継続できるよう整備する機器等の整備費及び改修費	a 水産業協同組合又は水産事業者が組織する団体 各事業の補助対象経費の合計額の100分の15以内の額（当該額に10万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、各事業3,100,000円
	(2) 新たな流通体制の構築に伴う施設整備事業	「新しい生活様式」を踏まえた流通体制の構築に伴う施設等の整備費及び改修費	を上限とする。ただし、(4) 衛生管理強化に伴う施設整備事業のうち水産業協同組合の組合員が共同して利用する施設の建設に係るものにあつては、補助対象経費の合計額の2分の1以内の額（当該額に10万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10,000,000円を上限とする。
	(3) 新商品開発及び製造に伴う施設整備事業	新商品の開発及び製造に伴う施設等の整備費及び改修費	b 水産加工業者 各事業の補助対象経費の合計額の2分の1以内の額（当該額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、各事業500,000円を上限とする。
	(4) 衛生管理強化に伴う施設整備事業	衛生管理の向上を図るために整備する新たな施設等の整備費及び改修費	
	(5) 輸出力強化に伴う施設整備事業	輸出の促進を図るために整備する新たな施設等の整備費及び改修費	
漁業者	(6) 既就業者の取扱魚種の多角化に伴う施設整備事業	漁業種の追加又は変更に伴う漁具及び船舶の購入費	補助対象経費の2分の1以内の額（当該額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、100,000円を上限とする。

別表2

補助対象者	事業区分	交付申請の際の添付書類	実績報告の際の添付書類
水産業協同組合又は水産業事業者が組織する団体	(1) 流通力強化及び継続に伴う施設整備事業	ア 見積書の写し イ 設計図書（工事を実施する場合に限る。）	a 施設の整備に係る契約書の写し b 出来形設計図書（工事を実施した場合に限る。）
	(2) 新たな流通体制の構築に伴う施設整備事業	ウ 整備しようとする施設の年間運用計画書	c 事業が完了したことが分かる写真
	(3) 新商品開発及び製造に伴う施設整備事業		
	(4) 衛生管理強化に伴う施設整備事業		
	(5) 輸出力強化に伴う施設整備事業		
水産加工業者	(1) 流通力強化及び継続に伴う施設整備事業	ア 住民票（個人又は法人格のない団体の代表者に限る。）	a 領収書等又はその写し b 事業が完了したことが分かる写真
	(2) 新たな流通体制の構築に伴う施設整備事業	イ 定款又はこれに準ずるもの（申請者が法人又は法人格のない団体である場合に限る。）	
	(3) 新商品開発及び製造に伴う施設整備事業	ウ 見積書の写し エ 整備しようとする施設の設置箇所図、カタログの写し等	
	(4) 衛生管理強化に伴う施設整備事業		
	(5) 輸出力強化に伴う施設整備事業		
漁業者	(6) 既就業者の取扱魚種の多角化に伴う施設整備事業	見積書及びカタログの写し等	領収書等又はその写し